



大和高田市

第1期

地域福祉計画・
地域福祉活動計画

概要版

令和3(2021)年 3月

大和高田市・
大和高田市社会福祉協議会

計画策定の背景

本市を取り巻く社会情勢は変化をしており、少子高齢化、核家族や独居高齢者・高齢者のみ世帯の増加、ライフスタイルの多様性に伴って、一人ひとりが抱える課題も多種多様で複層化してきています。これらの諸課題に対応するには、個人の努力や行政による福祉サービスだけでは十分ではなく、地域でともに暮らす住民が福祉ニーズに目をむけ、地域全体で課題の解決に取り組むことが求められています。

「地域共生社会」の実現のためには、行政の施策・取組の充実のもとより、地域住民同士の助け合い・支え合いの心の醸成・再構築が必要です。また、「地域福祉」に関する取組の充実は、まちを豊かにしていくということのもとより、いつまでも住み続けられる地域の構築には欠かせない視点となってきています。

こうした背景から、本市では、地域に関わるすべての人と行政が一体となって、総合的な福祉施策を推進していくため、本計画を策定し、市民が安心して生活できる地域共生社会の実現をめざします。

地域福祉の考え方

地域福祉とは、私たち一人ひとりが地域社会の一員であることを認識しつつ、居住する地域において安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域の福祉課題の解決に取り組む考え方のことを言います。

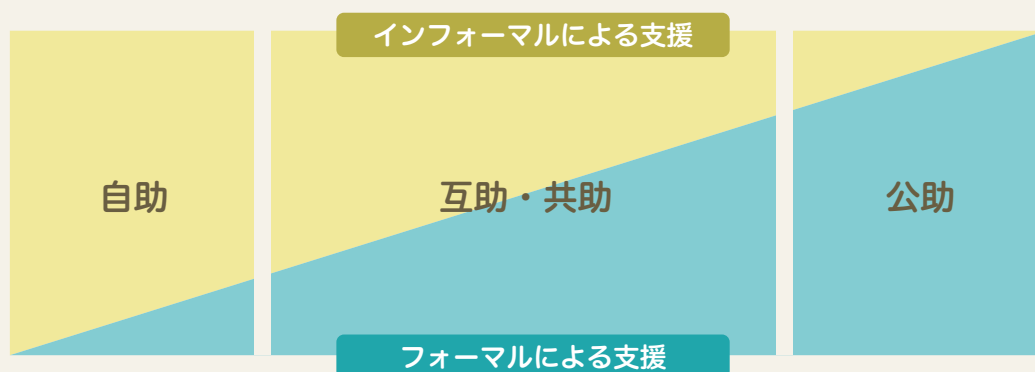
これからは従来の縦割りで固定的な役割分担ではなく、「地域福祉」の視点から包括的な支援体制を整備することが求められています。そのため、行政や市の社会福祉協議会をはじめ、すべての市民、各種団体がそれぞれの役割を分担し、連携・協働することが重要です。

「地域福祉計画」・「地域福祉活動計画」とは

「地域福祉計画」とは、地域福祉を推進する仕組みをつくる計画で、市が策定します。また、「地域福祉活動計画」とは、地域福祉の推進のための実践的な活動計画として、市の社会福祉協議会が策定します。

● 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の関係性 ●

制度によらない住民主体の範囲（上側半分） ≡ 「地域福祉活動計画」



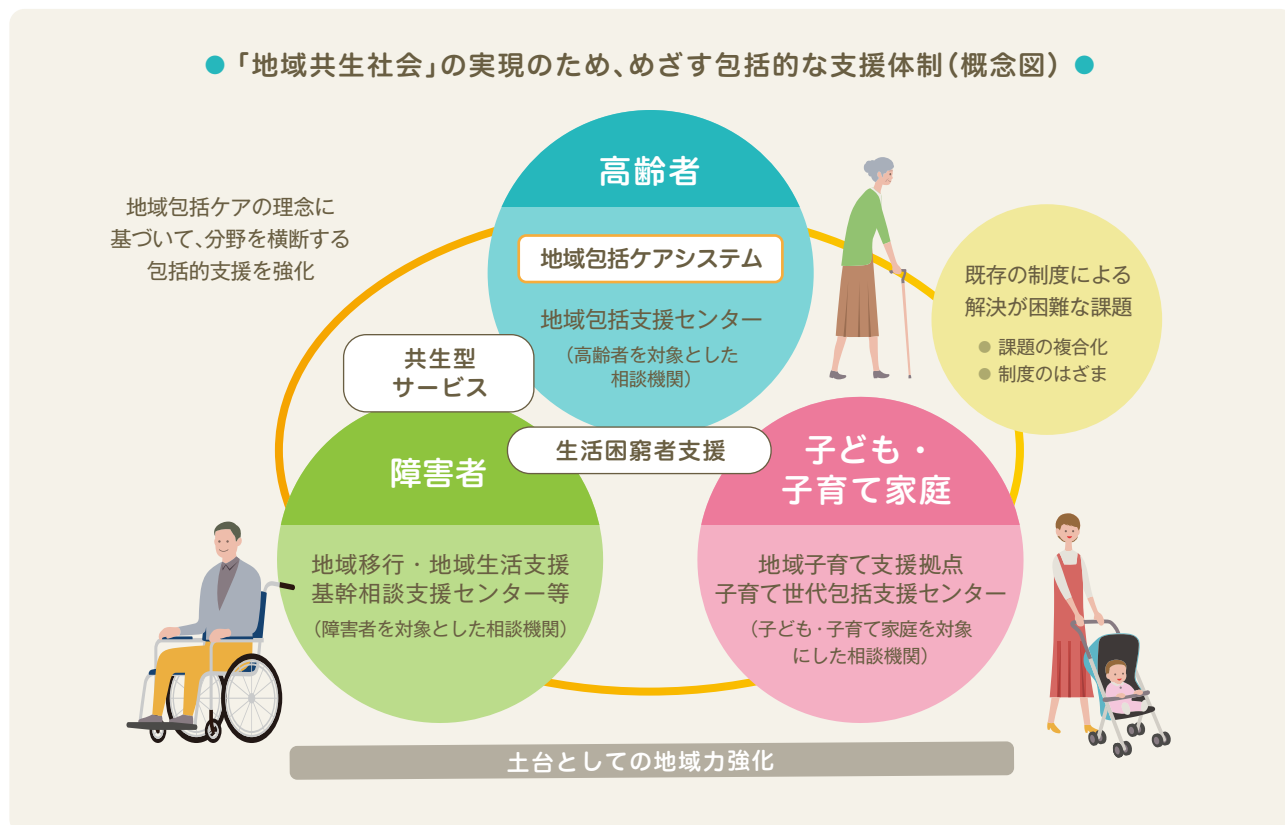
制度による行政主体の範囲（下側半分） ≡ 「地域福祉計画」

計画策定の視点

縦割りでない分野横断的な支援やサービス(居住や就労等への支援、共生型サービスの展開、分野横断的な事業の実施、虐待防止や権利擁護等)の更なる展開と、様々な分野をまたぐ複合的な課題に対して相談者や世帯の属性や年齢に関わらず受け止めて支援につなぐ包括的な相談支援体制の構築が求められています。

本計画により、福祉関連個別計画の施策の共通軸を定めるとともに、地域共生社会の実現に向けて、地域住民や公私の社会福祉関係者の連携を強めて地域力を高める取組を推進します。そのため、地域の現状と課題を把握し、関係機関と情報共有しながら施策・事業を展開することとし、福祉に根ざした地域づくりと包括的な支援体制づくりを着実に推進していきます。

●「地域共生社会」の実現のため、めざす包括的な支援体制(概念図) ●



計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、「まちづくりの指針」等の最上位計画がめざす将来像や基本理念の達成に向けた“福祉面のまちづくり計画”であり、福祉に関する個別計画(高齢者、子ども、障害者等に関する計画)の共通軸に関する施策を体系化するものとして、福祉関連等の個別計画の上位計画として位置づけます。

本市では、「地域福祉計画」に、「地域福祉活動計画」と「成年後見制度利用促進計画」の2つを包含し、3つの計画を一体的に策定します。

計画の期間

本計画について、計画期間を令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とし、取組状況を点検・精査するとともに、国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

計画の理念

助け合い、支え合う 笑顔あふれる福祉をめざして
～いつまでも住み続けられるまち 大和高田～

住民同士の助け合い・支え合いが地域に定着し、持続可能な福祉のまちとなることをめざして、この基本理念のもと、総合的な福祉のまちづくりに取り組んでいきます。

基本目標と施策の展開

…… 基本目標 1 …… 認め合い、高め合う 福祉の人づくり

- 助け合い・支え合いを実践できる人づくり
- 様々な福祉学習の機会による福祉意識の醸成

施策の方向性 1-1 福祉の心の醸成

基本施策① 人権意識の高揚

- ① 人権啓発・部落差別の解消・男女共同参画等への取組
- ② 学校における人権教育
- ③ 地域住民への人権の学び

施策を推進するための主な役割		
地域住民・地域組織	事業所等	市・市社協
・人権に関する理解と関心 ・お互いを尊重する心 ・人権を学ぶ機会への参加 等	・職員への人権教育 ・人権に配慮したサービスの提供 等	・人権に関する情報発信 ・人権を学ぶ機会の提供 ・職員への人権教育 等

基本施策② 福祉教育の推進

- ① 学校における福祉教育
- ② 生涯を通じた福祉への学び

施策を推進するための主な役割		
地域住民・地域組織	事業所等	市・市社協
・福祉に関する理解と関心 ・助け合い、支え合いの推進 ・福祉を学ぶ機会への参加 等	・職員への福祉教育 ・福祉サービス事業者等による福祉の 学びの場の提供 等	・福祉に関する情報発信 ・福祉を学ぶ機会の提供 等

施策の方向性 1-2 地域福祉を担う人材の育成

基本施策① ボランティアの育成

- ① ボランティア活動への意識の醸成
- ② ボランティア活動の担い手の育成
- ③ ボランティア活動の機会の拡大

施策を推進するための主な役割		
地域住民・地域組織	事業所等	市・市社協
・ボランティア活動への関心と参加 等	・職員によるボランティア活動への 参加 等	・ボランティア活動の情報発信 ・講座等によるボランティアの育成 ・ボランティア活動のコーディネート 等

基本施策② 地域福祉活動の担い手の育成

- ① 地域福祉活動の担い手の育成
- ② コーディネーター等の育成
- ③ 地域における各種団体の活動支援

施策を推進するための主な役割		
地域住民・地域組織	事業所等	市・市社協
・住民それぞれが地域を担う意識の醸成 ・世代を問わない地域福祉活動への 参加 等	・職員による地域福祉活動への参加 等	・地域福祉活動に関する情報発信 ・地域住民や各種団体の活動の支援 等

…… 基本目標 2 …… 助け合い、支え合う 福祉の地域づくり

- 地域における見守り活動の推進
- 地域福祉活動や地域サロンの運営支援
- 地域福祉活動を実践する住民や団体等の交流の促進
- 住民力を生かした地域福祉の推進
- 地域ネットワーク機能の強化
- 市社協の機能強化

施策の方向性 2-1 地域づくりの推進

基本施策① 見守り活動の充実

- ① あいさつ・声かけ活動の充実 ② 要配慮者等への見守り ③ 見守り活動の担い手の養成
④ 地域の事業者との連携 ⑤ 児童生徒の通学路での見守り

施策を推進するための主な役割		
地域住民・地域組織	事業所等	市・市社協
・ 日常におけるあいさつや声かけ ・ 高齢者・障害者・子ども等への見守り活動等	・ 地域や関係機関との連携による見守り活動等	・ 地域における見守り活動への支援 ・ 民生委員・児童委員の活動支援 ・ 見守りの担い手の育成等

基本施策② 居場所と協働の拠点づくり

- ① 地域におけるサロン等の居場所づくりの支援 ② 高齢者の介護予防活動の充実
③ 子どもの居場所づくり ④ 子を持つ親の交流の居場所づくり

施策を推進するための主な役割		
地域住民・地域組織	事業所等	市・市社協
・ みんなで集える場や機会の提供 ・ 集いの場や交流の場への参加 ・ 閉じこもりがちの方への参加の呼びかけ等	・ 地域住民も参加できるイベント等の開催 ・ 地域交流の場への参加等	・ 居場所の立ち上げや運営の支援等

基本施策③ 情報共有・意見交換の場づくり

- ① 「地域ケア会議」の開催 ② 近隣における情報共有・意見交換の場づくりの推進
③ 地域の居場所における情報共有・意見交換の場 ④ 多世代参加による交流の促進

施策を推進するための主な役割		
地域住民・地域組織	事業所等	市・市社協
・ 近隣の様子や悩み・困り事等の情報共有等	・ 地域課題の把握と関係機関への情報共有	・ 地域課題の解決に向けたネットワークの構築と情報共有等

基本施策④ 助け合い・支え合いの心の醸成

- ① 学校教育における助け合い・支え合いの心の醸成 ② 地域福祉活動に関する情報の提供
③ 生涯を通じた福祉に関する学びの充実

施策を推進するための主な役割		
地域住民・地域組織	事業所等	市・市社協
・ 助け合いや支え合いに関する意識の醸成 ・ 多様なあり方に関する住民相互の理解等	・ 福祉二一ズの把握と福祉課題の解決に向けた取り組み等	・ 地域福祉に関する情報発信 ・ 支え合いや助け合いの理解を深める学習機会の提供 ・ 福祉二一ズの把握と福祉課題の解決に向けた取り組み等

施策の方向性 2-2 地域ネットワーク機能の強化

基本施策① 地域組織の活動支援

- ① 地域組織への参加促進 ② 地域組織の活動支援

施策を推進するための主な役割		
地域住民・地域組織	事業所等	市・市社協
・ 地域組織や各種団体の活動への参加 ・ 支援や配慮が必要な方の情報共有等	・ 地域組織や各種団体の活動支援 ・ 地域組織や各種団体の活動や交流の場への参加等	・ 地域組織や各種団体の活動支援 ・ 地域組織や各種団体の現状と課題の把握 ・ 福祉に関するイベントやサロン等の機会提供等

施策の方向性 2-2 地域ネットワーク機能の強化

基本施策② 関係団体・関係者間の連携強化

- ① 地域課題の把握と情報共有 ② 市社協によるネットワーク機能の強化

施策を推進するための主な役割		
地域住民・地域組織	事業所等	市・市社協
<ul style="list-style-type: none"> ・当事者目線での支援のあり方を検討 ・地域住民も参画する生活支援体制の整備等 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門性を生かしたネットワークの構築等 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携・協働による地域課題への対応 ・生活支援体制の整備に向けたコーディネート等

…… 基本目標 3 …… みんな安心 福祉のまちづくり

- どのような相談でも受け止めて支援につなぐ包括的な相談支援体制の構築
- 適切な福祉サービスが行き届く情報発信の充実
- 災害時支援体制の強化やバリアフリーの推進等による誰もが住みやすいまちづくり
- 困難を抱える方を支える仕組みづくりや、虐待・暴力の防止、成年後見制度の利用促進等によるセーフティネット機能の強化

施策の方向性 3-1 相談支援体制・情報発信の充実

基本施策① 相談支援体制の充実

- ① 包括的な相談支援体制をめざす取組の推進 ② 地域における相談体制の強化
③ 市社協における相談支援の充実

施策を推進するための主な役割		
地域住民・地域組織	事業所等	市・市社協
<ul style="list-style-type: none"> ・悩みや困り事を抱え込まずに相談する意識の醸成等 	<ul style="list-style-type: none"> ・悩みや困り事の状況に合わせた対応等 	<ul style="list-style-type: none"> ・悩みや困り事の総合相談窓口機能を持った支援体制の構築 ・関係機関と連携した悩みや困り事の把握等

基本施策② 情報発信の充実

- ① 情報発信と啓発の推進 ② 必要とされる方に届く情報提供体制づくり ③ 相談窓口の情報提供

施策を推進するための主な役割		
地域住民・地域組織	事業所等	市・市社協
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉に関する情報提供への関心と閲覧 ・相談窓口の把握等 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉に関する情報の地域への発信等 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌、ホームページ等における情報発信 ・福祉に関する啓発日・週間・月間等と連動した活動の推進 ・配慮が必要な方に対する情報提供の充実等

施策の方向性 3-2 安全・安心な地域づくり

基本施策① 災害時の支援体制と感染症対策の推進

- ① 災害時要配慮者の把握と情報の共有 ② 地域の防災体制の促進 ③ 災害ボランティア活動の促進
④ 福祉避難所の確保 ⑤ 防災意識の高揚 ⑥ 感染症対策の推進

施策を推進するための主な役割		
地域住民・地域組織	事業所等	市・市社協
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に支援や配慮が必要な方の状況の把握 ・防災学習や防災訓練等への参加 ・ハザードマップの確認や緊急時に必要な物の準備 ・「新しい生活様式」に沿った感染症の拡大防止と感染予防等 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員への防災学習や防災訓練の実施 ・「新しい生活様式」に沿った感染症の拡大防止と感染予防等 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する情報発信 ・避難行動要支援者名簿の整備と更新及び情報の活用 ・地域における自主防災組織の設立と運営の支援 ・福祉避難所確保の推進 ・「新しい生活様式」に沿った感染症の拡大防止と感染予防等

基本施策② 福祉サービスの充実

- ① 高齢者へのサービスの充実 ② 障害のある人へのサービスの充実
③ 子ども・子育て支援の充実 ④ 共生型サービスの提供

施策を推進するための主な役割		
地域住民・地域組織	事業所等	市・市社協
・誰もが地域の一員として活動し、互いに補いあう意識の醸成等	・福祉の精神によるサービスの提供と職員の資質向上等	・地域包括支援センターの機能強化 ・福祉サービス事業者の適切な管理と福祉サービスの維持・向上等

基本施策③ 誰もが住みやすい環境づくり

- ① バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進 ② 住まいの安全・安心対策の推進
③ 移動手段の充実

施策を推進するための主な役割		
地域住民・地域組織	事業所等	市・市社協
・今後必要とされる移動支援の検討 ・公共交通機関やコミュニティバスの利用等	・事業所の建物・設備等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化 ・移動支援に関する貢献の検討	・公共施設や歩道等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進 ・公共交通網の整備・維持 ・地域における移動支援活動の立ち上げの援助

施策の方向性 3-3 セーフティネット機能の強化

基本施策① 困難を抱える人への支援

- ① 地域におけるセーフティネット機能の強化 ② 障害者やひとり親家庭への支援体制の充実
③ 制度の狭間等への対応

施策を推進するための主な役割		
地域住民・地域組織	事業所等	市・市社協
・支援を必要とする方の状況把握と、必要に応じた制度や支援への連携等	・障害者や子育て家庭への理解と職場環境の改善 ・障害者の雇用の検討と職場への採用等	・制度や対象者によって制限することのない総合相談の実施 ・支援を必要とする方の生活実態の把握と必要に応じた支援等

基本施策② 虐待や暴力の防止

- ① 虐待や暴力の防止に関する啓発 ② 早期発見・早期対応の充実

施策を推進するための主な役割		
地域住民・地域組織	事業所等	市・市社協
・近隣の虐待や暴力への関心と、その疑いのある場合の通報等	・職員への虐待や暴力に関する教育と啓発	・虐待や暴力の相談受付と、専門機関と連携した早期対応・早期解決 ・職員への虐待や暴力に関する教育と啓発等

基本施策③ 権利擁護の推進

- ① 成年後見制度の利用促進 ② 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に向けた体制整備

施策を推進するための主な役割		
地域住民・地域組織	事業所等	市・市社協
・成年後見制度への関心と理解等	・職員への成年後見制度の理解促進等	・権利擁護に関する知識の普及啓発、利用支援や相談窓口の充実 ・成年後見制度の利用促進 ・地域連携ネットワーク構築の推進 ・福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）による判断能力が十分でない方への支援



協働体制による計画の推進

計画に基づく施策を推進していくためには、地域住民、地域住民組織、福祉サービス事業者、関係機関・団体、市社協と行政が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら一体となって、総合的な視点から各目標に取り組み、協力して活動を推進することが重要であるため、次のような役割のもとに協働体制による推進をめざします。

● 各主体の役割 ●

大和高田市



- 関係機関との連携・協働
- 福祉サービスの基盤整備と調整
- 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築

市社協



- ボランティア活動の支援
- 生活支援体制整備事業の推進
- 介護保険サービスの提供
- 情報提供、相談支援

地域の課題を解決し、誰もが安心して暮らせる地域社会に

地域住民



- 福祉意識の向上
- 地域福祉の担い手・支え手
- 近隣との協力
- 課題解決に向けた取組

福祉サービス事業者



- サービス量の確保
- 職員の資質向上
- 医療・介護連携の推進
- 地域の課題や情報の共有

大和高田市第1期 地域福祉計画・地域福祉活動計画 概要版

令和3(2021)年3月発行

発行：大和高田市

編集：大和高田市・社会福祉法人 大和高田市社会福祉協議会

大和高田市(担当：福祉部社会福祉課)

住所：〒635-8511 大和高田市大字大中 100番地 1

TEL：0745-22-1101(代表)

URL：<http://www.city.yamatotakada.nara.jp>

社会福祉法人 大和高田市社会福祉協議会

住所：〒635-0077 大和高田市大字池田 418 番地 1

TEL：0745-23-5426

URL：<http://takada-syakyō.com>